



ORIENTAL STUDIES TRIPOS Part II

Japanese Studies

Tuesday 2 June 2009 09.00 – 12.00

J.13 JAPANESE TEXTS, 2

*Candidates should answer **BOTH** sections.*

*Write your number **not** your name on the cover sheet of each Answer Book.*

STATIONERY REQUIREMENTS

*20 Page Answer Book x 1
Rough Work Pad*

You may not start to read the questions
printed on the subsequent pages of this
question paper until instructed that you may
do so by the Invigilator.

SECTION A

Answer one of the following questions taken from unseen texts:

- 1 Translate the following **unseen** passage into English: [40 marks]

93 朝鮮人・台灣人戦争犯罪人

B級戦争犯罪人のなかには、日本の旧植民地出身の朝鮮人・台湾人がいた。その数は、朝鮮人一四八人、台湾人一七三人である。

連合国が、日本の戦争犯罪のなかでも、俘虜虐待をとくに重視していたこと（ボツダム宣言の第一〇項）、日本軍が、東南アジアの各地に設置した俘虜収容所の監視員に朝鮮人・台湾人軍属をあてたこと、連合国各国が、朝鮮人・台湾人を「敵国に使用された臣民」と見なし、日本人として裁いたこと、上官の命令に基づく行為でも責任を免除されないとしたことなどが、多くの朝鮮人・台湾人戦争犯罪人を生む要因となっている。

泰緬鉄道建設の例にみられるように、政府は、「ジュネーヴ条約」の「準用」を連合国各國に約束しながら、それに基づいた処遇を適正にしなかったため、条約に反した命令・処遇の実行責任が、最末端の軍属にも問われたのである。

朝鮮人戦争犯罪人一四八人のうち、軍人は三人である。一人は洪思翊中将で、二人は元志願兵である。そのうちの一人は、敗戦後、フィリピン山中で住民をスパイ容疑で虐殺した部隊に所属し、その実行責任を問われた。こ

のほか、通訳だった朝鮮人一六人が、中国の国民政府によって裁かれた（死刑八人、有期刑八人）。残る一二九人全員が、俘虜収容所の監視員として徴用され、タイ俘虜収容所、ジャワ俘虜収容所、マレー俘虜収容所に配属された軍属である。なお、敵国の民間人、女子、子どもを抑留したジャワ軍抑留所の監視にも朝鮮人軍属があつたため、オランダ法廷で戦争犯罪人となっている。

台湾人軍属は、ボルネオ俘虜収容所に配属された。オーストラリア法廷で多くの台湾人が戦争犯罪人となっている（死刑七人、有期刑八四人）。

朝鮮人・台湾人戦争犯罪人は、日本人が「内地送還」になる時、一緒に日本へ送還され、スガモ・ブリズンに収容された。サンフランシスコ講和条約の発効と同時に、日本国籍を離脱したと見なされた朝鮮人・台湾人戦争犯罪人たちは、一九五二（昭和27）年六月十四日、「人身保護法」に基づき、釈放を要求して東京地方裁判所に提起されたが、最高裁判所は戦争犯罪を犯した当時は日本国籍だったので、刑の執行はまぬかないと、その要求をしりぞけた。刑の執行は、日本人戦争犯罪人と「同等」だが、その補償要求は「もはや日本人ではない」として、日本政府はしりぞけてきた。

殘虐行為 to commit an atrocity

訴追 pursuit of criminal punishment

捕虜 POWs

俘虜虐待 mistreatment of captives

免除 to exempt, discharge

泰緬鉄道 Burma-Siam Railway

洪思翊 Hong Saik (Korean name)

志願兵 volunteer

- 2 Translate the following **unseen** passage into English: [40 marks]

高度成長後の第三次産業の伸びは、労働市場での女性の受け皿を広げ、女性の労働力化を促しました。専業主婦文化の広がりによって一九七〇年代に底を打った二十五歳から二十九歳の女性の就労率は、その後徐々に上がっていきます。しかし、高度成長期に確立した終身雇用、年功序列、企業内訓練といった日本型雇用慣行は、はつきりと男性稼ぎ主モデル（夫／父が働いて妻子を養うという性別役割モデル）に立つものであり、かつそれを強力に支持するものでした。したがって、七〇年代の終わりごろから女性が社会進出を始めたとはいえ、雇用されるのは当初は未婚女性にかぎっていて、何年か働いてから結婚して「寿退社」するというのが女性の雇用慣行でした。グローバル

question continues...

(TURN OVER)

化の波のなか、八五年に男女雇用機会均等法ができる女性の雇用差別撤廃への動きが起るまで、大手企業で結婚後も女性が以前と同じ条件で雇用され続けることはまずありえないことでした。しかし、高度成長後に男女の進学率が上がり、女性の就労意識も変化してきました。とはいえ、男性のフルタイム雇用を柱とする日本型雇用慣行が企業に根を下ろしている現実のなかで、女性の労働市場への進出は二通りのかたちをとつて進むことになります。一つは、未婚で働くという状態の長期化、もう一つは、結婚していく仕事を辞めた後、主婦の「パート」というかたちでの労働市場への復帰です。実際、一九八〇年代から二十代後半女性の未婚率が急激に上昇し始め、それに対応するかのように、三十代前半男性の未婚率も上昇していき、以後本格的な未婚化現象が始まります。後者のほうは、女性のM字型労働曲線の形として定着することになりました。こうして女性の就労に関わる動向、すなわち未婚化および子育て後の再就職と既婚女性のパート就労の一般化という現象が、結婚観や家族の役割関係に次第に影響を及ぼしていきます。

まず結婚観については、恋愛結婚志向がますます強くなり結婚の主流になるとともに、次第に結婚適齢規範が薄れていきます。これは、結婚が女性の唯一の生活保障手段ではなくなったことを物語っています。結婚への態度も、国立社会保障・人口問題研究所が独身者に対して五年ごとにおこなっている調査結果によると、結婚意思はあるものの、「ある程度の年齢までには結婚したい」から、「理想的な相手が現れるまでは結婚しなくてもかまわない」という方向へシフトしており、結婚が責務としてよりもライフスタイルになってきたことを示しています。

徐々=そろそろ

年功序列	seniority system
寿退社	leaving work because of marriage
志向	intention, inclination
促す	urge, press, demand

SAWAYAMA MIKAKO et al., 'Kazoku' wa doko e iku (2007), pp. 82-83.

SECTION B

Answer BOTH questions

- 3 Translate the following **seen** passages into English: [30 marks]

しかし、これまで述べてきた中国の教科書問題を考えれば、我々にも似たような問題があるのだと、合理的に推測できるだろう。日本では二〇〇一年に出た新編教科書だけで八種類もあり、もともとあった二六種類と合わせて各学校で自由に選定される。そして、日本の右翼が編纂した教科書を採用した学校はわずか〇・〇三九%である。^註これに対して中国では、本論を書いている二〇〇二年まで、基本的観点がまったく同じである二種類の教科書から一方を選択するしかない。もちろん日本は侵略者で、中国は侵略された国であり、その点は明らかに異なる。しかし両者には共通点もある。主流社会あるいは主流文化が自己の近代史に対する深い反省に欠けているのである。さらに問題なことに、中国の社会世論は、中国国民あるいは主体となる民族——漢民族の本質的欠陥に対するいかなる批判的見地に対しても寛容さがまったく無い。

中国の古代文献や誰もが認める古典の中に、自己の弱点を省みる英知が無いわけではない。「恥を知るは勇なり」「人必ず自ら悔りて然る後に人これを悔る」「日に三度わが身を省みよ」などなどと、我々を促している。しかし、制度の面からみると、社会において自由に真理を探究し自己を省みるための構造が、厳しい思想コントロールに置き換えられている。これら哲人たちの英知は、自己を省みる構造の貴重な文化的財産となるはずが、恭順な臣民、もつと言えば奴隸のように自分を縛るものになってしまっている。我々の祖国には地方分権自治の伝統は無く、伝統の中に公民権という概念や相応の保障システムが無い。また、司法の独立という伝統もない。そして、これらを基礎とする自由・民主という概念や制度は、海外から入ってきても歓迎されない異端のものとなってしまった。社会は、自由な環境で常に自己批判し自己を更新するというシステムを成立させるすべきがない。誇るべき業績をもつ文明古国は、閉鎖的で、停滞した、脆弱な東洋の帝国へと墮ちていくのを、指をくわえて見ていてはならない。

question continues...

(TURN OVER)

至る所奴隸的精神が満ちたひどい状態にかんがみて、二〇世紀初頭より、中国の有識者から中国人の「国民性」を改造しなくてはならないという意見が何度も出されてきた。これら先駆者は並々ならぬ苦労をしたと思う。しかし彼らは、「国民性を決定する主要因子とは何か」について、さらに一步踏み込んで追究することはなかつた。

国民性とは、その国の公民の思考及び行動様式の特徴をグループングするものだ。あらゆる民族はみな、人食いの未開人から進展してきた。ある民族集団について、文明水準の高低、野蛮さの残存の程度を決定する要素は、文化的伝統と制度に制約された自浄能力の強弱である。中でも制度は決定的要因である。思想・文化的伝統とは、制度環境の産物であり、また制度の運用に対する影響も大きい。

侮辱と損害をこうむつたという屈辱は、中国人の思想に新たな枠をはめてしまった。「これは長い時間をかけて、一見正しそうな思想を生んだ。「洋鬼子」は侵略者であり、中国人はどんなことをしてもすべて正しく、称賛されるべきであつて、これは愛国主義の要求にこたえるものなのである」というものだ。

現在の歴史教科書はつまりこのようないい思想に導かれているのである。祖国を深く愛することは当然である。しかし、どのように国を愛するかには二つの選択肢がある。

YUAN WEISHI, *Chūgoku no rekishi kyōkasho mondai* (2006), p. 356.

4 Translate into English: [30 marks]

復興により、生活に余裕が生まれ、また洋装が広範囲に普及したことが、洗濯の需要 자체を増加させていた。江戸から明治のはじめにかけて、盛夏に戸外で労働する人々や外で遊ぶ子供の多くが裸同然の格好をしていたことは、明治初年の写真などから知られる。その時代と比べれば、洗濯物の増加はおそるべきものであったろう。蒸し暑い夏を迎える日本で、ヨーロッパ風の衣類を着装する無理のしわ寄せが、ここに及んできたということもできよう。

もう一つの理由は、婦人参政権に象徴されるような、戦後の急速な女性の地位の向上である。

お掃除しながら洗濯が出来る、お食事中にも洗濯が出来る…… 余りにも忙がしい日本の

奥様の豊かな趣味と教養はこうして東芝洗濯機とうしばによつてこそ生れるのです。

これは五四年の東芝の広告である。掲載誌が「婦人公論」であるところから、教養が強調されているが、女性の地位向上が宣伝文句として使われていたことは確かである。そして、手で洗濯を続けていた方なら誰でもが忘れられないのが、冬季の水の冷たさ、そしてそれによる手の肌の荒れやあかぎれであろう。時間をつくることと同時に長時間冷たい水に手をさらさないですむことが、洗濯機の大きな魅力であった。

question continues...

(TURN OVER)

この背景には第二次世界大戦の影響がある。アメリカをモデルにした着装習慣や洗濯の機械化は、敗戦ゆえに無批判にあこがれの対象となつた。そして、大戦中多くの成人男子が徴兵されて家庭を去つたため、家庭における主婦の実権が強くなり、また敗れて帰つた彼らが威信を保ちにくかつたことは、占領政策の民主化の一環としての男女同権が順調に根づいていった背景にあつたに違いない。さらに、当時の日本軍では兵士たちの洗濯はそれぞれの責任であつたことも見逃せない。この時期の日本の男性たちは、根こそぎの徴兵により、歴史上空前の高い割合で手作業での洗濯を体験しており、その辛苦を理解する可能性をもつていたのである。

欧米との対比では、水の冷たさについて、たとえば一九一二年にアメリカで「多くの家庭では洗濯は洗濯機を使わず、普通のボイラーだけを使って行なわれている」と書かれている（『機械化の文化史』）ことは、注目に値しよう。洗濯機以前には、湯を沸かすボイラーだけが洗濯に用いられる機械類だったのである。中世のヨーロッパでも、年に数回の洗濯は、大鍋に湯を沸かすところからはじまっていた。毛織物が多く、それについた油汚れを融かして流す必要があつたヨーロッパの文化では洗濯は湯で行われており、現在でもその伝統は受け継がれている。冷たい水に手をさらしていた日本の主婦にとって、洗濯機の恩恵はより大きかったのである。

SUZUKI JUN, *Shingijutsu no shakaishi* (= Nihon no kindai 15), pp. 251-253.

END OF PAPER